食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令

食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令（平成二十七年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（農林水産大臣が指示をすることができない表示事項及び遵守事項） **第一条**　食品表示法（以下「法」という。）第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項は、食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）に定められた表示事項のうち次に掲げるものとする。 ［一～十四　略］ 十五　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項 ［イ～ト　略］ チ　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。） ［リ・ヌ　略］ ル　ふぐを原材料とするふぐ加工品 ［ヲ～ソ　略］ ［十六～十九　略］ ２　［略］	（農林水産大臣が指示をすることができない表示事項及び遵守事項） **第一条**　食品表示法（以下「法」という。）第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項は、食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）に定められた表示事項のうち次に掲げるものとする。 ［一～十四　同上］ 十五　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項 ［イ～ト　同上］ チ　切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。） ［リ・ヌ　同上］ ル　ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。） ［ヲ～ソ　同上］ ［十六～十九　同上］ ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。